

## (仮称)町田市手話言語条例の制定に向けた検討について

手話を独自の文法を持つ一つの言語として尊重し、聴覚障がいへの理解を深め、手話の普及を進めるため、2027年度の(仮称)町田市手話言語条例の制定を目指し、検討を行います。

### 1 条例制定の背景

市では、「町田市地域ホッとプラン」において、基本理念として「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を掲げ、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまちの実現を目指しています。

こうした理念を浸透させるための取組として、これまで、「町田市性の多様性の尊重に関する条例」や「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定してまいりました。

また、手話を取り巻く環境も大きく変化をしています。2006年に国連で採択された障害者権利条約において「手話が言語である」と明記されたことを端緒として、当事者や関係団体等からの様々な声があがってきました。そうした中で、国や地方自治体において手話に係る法整備が進んでいます。

### 手話に係わる法律や条例の制定状況

2006年	国連総会で障害者権利条約が採択	手話が言語であると明記された。
2011年	改正障害者基本法が成立	言語に手話を含むことが明記された。
2013年	障害者差別解消法が成立	障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務づけ。
	鳥取県で日本初の手話言語条例が成立	以降、同条例の制定が全国の地方自治体に拡大していく。※
2022年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 成立	障がいのある方の情報取得や意思疎通に係る施策の推進が掲げられ、付帯決議として「手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進める」とこととされた。
	東京都手話言語条例 施行	手話の理解と普及の促進に係る都の責務や必要な施策の推進等について規定。
2025年	手話施策推進法 施行	手話が重要な意思疎通の手段であること、手話を習得・使用するための環境整備を推進すること等が定められた。

※2025年11月30日時点で、41都道府県572区市町村が手話言語条例を制定  
(一般財団法人全日本ろうあ連盟調べ)

## 2 条例制定の目的

聴覚障がいへの理解促進と手話のさらなる普及を推進することで、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、聴覚障がいのある方とない方の日常生活における意思疎通の場面をはじめとしたバリアを解消し、聴覚障がいのある方とない方の相互理解のもと安心して生活できる社会づくりのための基盤を整えます。

本条例を制定し、市がこれまで重視してきた多様性と個人の人格を尊重するための取組をさらに推し進め、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指します。

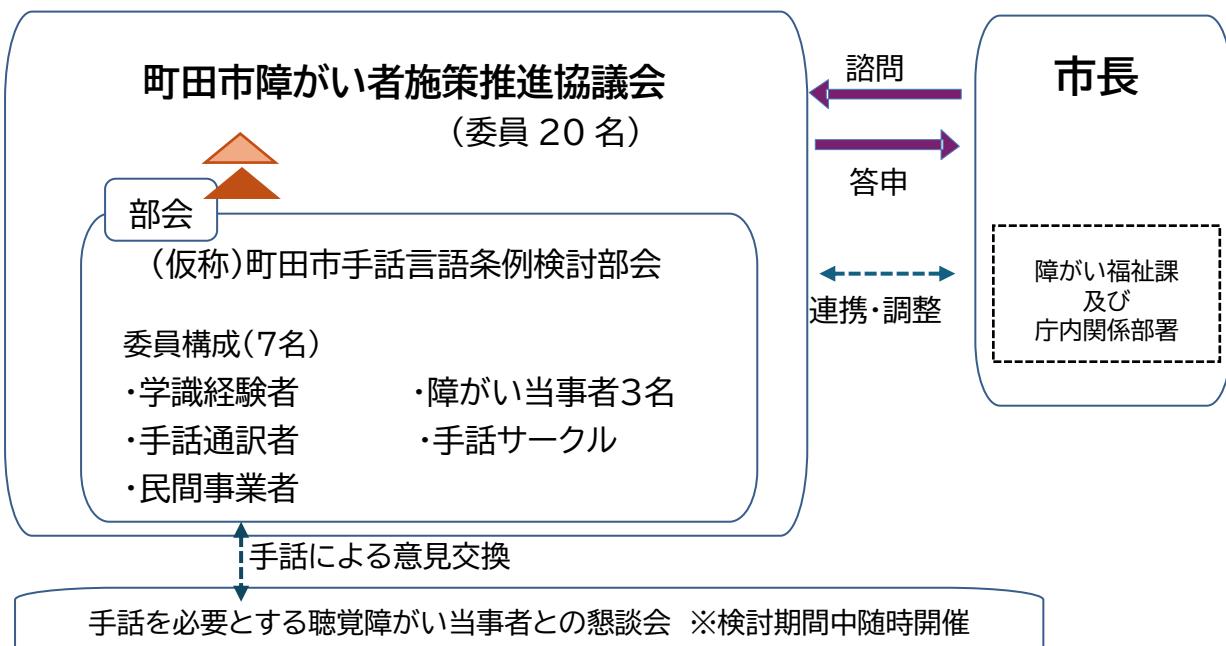
## 3 主な検討事項

目的 ・基本理念	条例制定の目的と条例によって実現したい地域社会の基本理念を検討します。
市の責務	条例の目的・基本理念を実現するうえでの市の責務を検討します。
市民の役割 (または責務)	条例の目的、基本理念を実現するうえでの市民、手話を必要とする聴覚障がいのある方、事業者の役割(または責務)を検討します。
施策	条例の目的・基本理念を実現し、手話に対する理解促進や使いやすい環境整備等を進めるために必要となる施策を検討します。

## 4 検討体制

市長の附属機関である町田市障がい者施策推進協議会に設置された「(仮称)町田市手話言語条例検討部会」にて検討を進めます。

検討部会のメンバーは、手話を必要とする聴覚障がい者の団体、手話通訳者の団体、手話サークルの団体、商工業関連の団体からの推薦者に、学識経験者を加えたメンバーで構成しています。その他、必要に応じて庁内関係部署や関係機関からの出席も求める予定です。



## 5 検討スケジュール

2025 年度	○検討部会 2 回 ・検討スケジュールの確認・検討事項の整理(12 月) ・アンケート調査・懇談会の内容の検討(1 月) ○アンケート(手話を必要とする聴覚障がいのある方や事業者向け)の実施(2~3 月) ○懇談会(手話を必要とする聴覚障がいのある方から直接手話でご意見を伺う場)の実施(2 月)
2026 年度	○検討部会 5 回 ・アンケート調査結果 ・懇談会意見のまとめ ・条例の基本理念や条文の検討 ○懇談会の実施
2027 年度	○検討部会 3 回 ・条例素案(パブリックコメント案)の決定(4 月) ・パブリックコメントを経た条例案の検討 ○懇談会の実施(5 月) ○条例素案についてパブリックコメントの実施(8 月) ○障がい者施策推進協議会から市へ条例案の答申(11 月) ○議会上程(3 月)

※検討の過程において、適宜、市議会へ行政報告を行います。